

## 国際関連情報 IFRS 財団及び IASB 情報

IASB の動向  
(2020年11月～2021年1月)ASBJ 専門研究員 みつの 光野 そういちろう 聡一郎

## I. 公開草案等の公表

## 1. IASB が IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項の適用後レビューを開始 (2020年11月18日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、2020年10月のボード会議の決定を受けて、IFRS 第 9 号の分類及び測定 of 要求事項の適用後レビューを開始し、本適用後レビューを作業計画にプロジェクトとして追加した。

IFRS 第 9 号は、分類及び測定、減損、ヘッジ会計の 3 つのフェーズに分けて基準開発が進められたが、適用後レビューについても、フェーズを分けて実施される方針となっている。こうした方針の下、同基準の減損及びヘッジ会計の要求事項の適用後レビューについては、今後、要求事項の適用及び影響に関する多くの情報が利用可能になってから実施されることとなっている。

なお、適用後レビューは、会計基準の適用後に新しい要求事項が財務諸表の利用者、作成者及び監査人に与える影響を評価する機会と位置付けられており、通常、新しい要求事項が国際的に適用されてからしばらく経った後に実施される。

## 2. IASB がセール・アンド・リースバック取引の会計処理を改善するためのリース基準の修正を提案 (2020年11月27日)

IASB は、公開草案 (ED/2020/4) 「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」(IFRS 第 16 号の修正案) を公表し、企業がセール・アンド・リースバック取引 (企業が資産を売却して同じ資産を売却先からリースとして借りる取引) におけるリース負債をどのように測定するかを明確化しよう、IFRS 第 16 号「リース」を修正することを提案した。

IFRS 第 16 号には、セール・アンド・リースバック取引の取引発生時の会計処理方法についての要求事項は含まれているが、取引発生時以後のリース負債の測定方法については定めがない。本修正案により、IFRS 第 16 号に既に存在するセール・アンド・リースバックについての要求事項が改善されることが見込まれる。本修正案へのコメントの期限は、2021年3月29日となっている。

なお、本修正案は、セール・アンド・リースバック取引で生じるもの以外のリースの会計処理を変更するものではない。

詳細については、本誌 123 頁の「IASB 公開草案 (ED/2020/4) 『セール・アンド・リースバックにおけるリース負債』(IFRS 第 16 号の修正案) の解説」を参照いただきたい。

### 3. IASB が、企業集団内での合併・買収の考え得る新たな会計処理の要求事項について公開協議を開始（2020年11月30日）

IASB は、ディスカッション・ペーパー（DP/2020/2）「共通支配下の企業結合」を公表し、同じ企業集団内の複数の企業に関わる企業結合（すなわち、共通支配下の企業結合）に関して、考えられる新たな会計処理の要求事項についての公開協議を開始した。

IFRS 第3号「企業結合」は、企業結合に関する要求事項を示しているが、共通支配下の企業結合については明示的にその範囲から除外している。一方で、IFRS 基準は、共通支配下の企業結合についての要求事項を定めておらず、その結果、企業は類似した共通支配下の企業結合について、異なる方法で報告している。被取得企業の資産及び負債について、IFRS 第3号と同様に、公正価値により測定している場合もあれば、簿価により測定している場合もある。さらに、簿価により測定する方法にもさまざまな方法が存在している。このように実務が統一されていないことにより、取引が当事者の企業に与える影響を理解することや、類似した取引を行う企業を比較することが、投資家にとって困難になっている。

今回公表されたディスカッション・ペーパーでは、実務の不統一を軽減し、取引に関する報告の透明性と比較可能性を改善するためのIASBの予備の見解が示されている。

IASBの見解では、投資者にとっての情報の便益が情報提供のコストを上回る場合には、企業は類似した企業結合について類似した情報を提供すべきとされており、具体的には、共通支配下の企業結合が企業集団外の株主（非支配株主）に影響を与える場合には被取得企業の資産及び負債について、公正価値により測定すべきであると提案されている。この提案は、共通支配下でない企業間の企業結合におけるIFRS第

3号の既存の要求事項と整合的である。他のすべての場合においては、簿価により測定することが提案されており、簿価により測定する方法についても単一のアプローチを特定することが提案されている。

IASBのハンス・フーガーホースト議長は、「利害関係者は、共通支配下の企業に関わる企業結合についての要求事項を、特に上場会社又は上場準備中の会社に関して、開発することの必要性を主張してきた。我々の提案しているアプローチは、企業に不必要なコストを課すことなく、投資者が必要とする情報を投資者に与えるであろう」と述べた。

本ディスカッション・ペーパーへのコメントの期限は、2021年9月1日となっている。

詳細については、本誌127頁の「IASB ディスカッション・ペーパー『共通支配下の企業結合』」を参照いただきたい。

### 4. IFRS 第10号、IFRS 第11号及びIFRS 第12号に関する情報要請を公表（2020年12月9日）

IASBは、企業集団の会計に関するIFRS基準、すなわち、IFRS 第10号「連結財務諸表」、IFRS 第11号「共同支配の取決め」及びIFRS 第12号「他の企業への関与の開示」に関するフィードバックを求めるため、これらの基準の適用後レビューの一環としてIASB情報要請「IFRS 第10号『連結財務諸表』、IFRS 第11号『共同支配の取決め』及びIFRS 第12号『他の企業への関与の開示』の適用後レビュー」を公表した。

IFRS 第10号は、企業集団の連結財務諸表の作成に関する要求事項を示している。IFRS 第11号は、共同支配の取決めに対する持分をどのように会計処理するかを扱っている。IFRS 第12号は、他の企業への関与に関して財務諸表注記で開示する情報を示している。

これらの IFRS 基準は 2013 年 1 月 1 日以後開始した事業年度に適用されているが、今回公表された情報要請は、基準の適用及び財務諸表利用者に提供される情報についてのフィードバックを求めている。今後、IASB は、この情報要請に関するフィードバックを利用して、追加のアクションが必要かどうかを決定することとなる。本情報要請へのコメント期限は、2021 年 5 月 10 日となっている。

詳細については、本誌 139 頁の「IASB 情報要請『IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー』」を参照いただきたい。

## 5. IASB が料金規制対象企業の財務業績のより完全な全体像を投資者に提供するための新しい IFRS 基準を提案 (2021 年 1 月 28 日)

IASB は、公開草案 (ED/2021/1) 「規制資産及び規制負債」を公表し、料金規制の対象となる企業が財務業績に関するより良い情報を投資者に提供することを提案した。

公益事業や公共交通を含むいくつかの業界で一般的にみられる料金規制は、企業が顧客に提供する財又はサービスに対して請求できる金額、及び企業が当該金額を請求できる期間を決定する。場合によっては、企業が財又はサービスを提供する期間は、企業が財又はサービスについて顧客に請求できる期間と異なり、その結果、企業が損益計算書において収益を報告する期間と異なることがある。そのような時期の相違が生じる場合には、企業がある期間に損益計算書で報告する収益並びに貸借対照表で報告する資産及び負債は、企業が当該期間に提供した財又はサービスについて、料金規制で企業が請求する権利を与えられる金額の完全な全体像を示していない。現在、IFRS 基準は、このような時期の相違に関する情報を投資者に提供する

ことを企業に要求していない。

今回の基準案では、規制資産及び規制負債を貸借対照表において報告し、関連する規制収益及び規制費用を損益計算書において報告することによって、企業がこのような情報を投資者に提供するという要求を導入することを提案している。

このような情報は、企業が現行の IFRS 基準を適用して既に提供している情報を補完し、より完全な全体像を投資者に示すこととなる。追加の情報は、企業の収益と費用との関係のどの変動が時期の相違によって生じるのかを投資者が理解するのに役立ち、投資者が企業の将来キャッシュ・フローの見通しのより適切な評価を行うことを可能にすると思われる。なお、今回の基準案が確定した場合には、暫定基準の IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」を廃止して、本基準に置き換えることが提案されている。

IASB のハンス・フーガーホースト議長は、「料金規制は企業の収益及び純利益に大きな影響を与える可能性があるが、現在、投資者はこの影響の全体像を受け取っていない。我々が提案している新しい IFRS 基準は、より完全な全体像を投資者に提供するための追加の情報を要求することになる」と述べた。基準案 (公開草案) へのコメント期限は、2021 年 6 月 30 日となっている。

詳細については、本誌 145 頁の「料金規制：IASB 公開草案『規制資産及び規制負債』の公表」を参照いただきたい。

## II. その他の IFRS 財団関連のプレスリリース

アンドレアス・バーコウ氏を 2021 年 7 月からの IASB 議長に選任 (2020 年 11 月 12 日)

IASB のガバナンス及び監督を担当する IFRS 財団の評議員会は、アンドレアス・バー

コウ氏を2021年7月からのIASBの新議長に選任したことを発表した。2021年6月に2期目5年間の任期を終えるハンス・フーガーホースト氏の後任となる。

バーコウ氏は、国際会計の分野での経験が豊富であり、高く評価されているリーダーである。また、2015年からドイツの会計基準委員会の委員長を務めている。

バーコウ氏は、IFRS財団及びIASBの多数の諮問機関（IASBの会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）及びIFRS諮問会議を含む。）に精力的に参加してきた。さらに、IFRS基準の専門家として認知されており、過去にはドイツのデロイトにおいて財務報告事項のリード・テクニカル・パートナーを務めていた。また、University of Paderborn大学において経営管理の学位と博士号を取得しており、WHU Otto Beisheim School of Managementの名誉教授でもある。なお、IASB議長に就任するまでに、現在のすべての職を退く予定となっている。

この選任について、IFRS財団の評議員会のエルッキ・リーカネン議長は、「アンドレアス・バーコウ氏のIASB議長への選任をお知らせできることを、うれしく思う。彼のスキルと経験は、IASBがグローバルな会計基準設定主体としての進化の次の段階を開始するにあたり、貴重なものとなるであろう。評議員会は、ハンス・フーガーホースト氏に心から感謝を表明したい。議長在任中には、IASBにおいて強力なリーダーシップを発揮し、大幅に改善したIFRS基準の提供と世界的な採用を監督していただいた」と述べた。これに対し、バーコウ氏

は、「次期のIASB議長に任命され、会計基準設定主体を率いることを非常に光栄に思っている。IASBの同僚やスタッフと協力して、今後エキサイティングな課題に対応していくことを楽しみにしている」と述べた。

### Ⅲ. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会会議

IASBの会議は、テレビ会議により2020年11月18日、12月14日から16日、及び2021年1月26日に開催された。

また、IFRS解釈指針委員会の会議は、2020年12月1日から2日にテレビ会議により開催された（詳細については、本誌161頁の「2020年12月のIFRS-IC会議における議論の状況」及び本誌167頁の「IFRS-IC会議（2020年12月）出席報告」を参照いただきたい。）。

### Ⅳ. その他のIASB関連会議

- 2020年11月3日から4日 IFRS諮問会議（IFRS-AC）（テレビ会議）（詳細については、本誌175頁の「IFRS-AC会議（2020年11月）出席報告」を参照いただきたい。）
- 2020年11月30日から12月1日 新興経済グループ（EEG）会議（テレビ会議）
- 2020年12月10日 ASAF会議（テレビ会議）（詳細については、本誌111頁の「2020年12月開催 ASAF会議報告」を参照いただきたい。）